

我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）素案

はじめに

5 本答申は、世界文化遺産に係る今日的な課題について包括的に論じ、今後の対応の方向性を示したものである。

本答申においては、

一、地域コミュニティと共に持続可能な世界文化遺産の適切な保存・活用を実現すること

10 二、世界遺産一覧表の多様性の増進に貢献するため適切な資産の推薦を推進すること

により、社会の持続可能な発展に寄与することを、全文を通じて強調したい。

1. なぜ今「在り方」の検討が必要か

15 世界遺産条約は、アブシンベル神殿を含むヌビア遺跡群をアスワン・ハイ・ダムの建設から守る移築事業を契機に、文化遺産及び自然遺産を人類全体の遺産として保護するための協力及び援助の体制を確立することを目的として、1972年のユネスコ総会において採択された。1975年に発効して以来、167か国の1,121件が世界遺産に登録され、国際社会が協力して人類共通の遺産を守る体制を築くとともに、世界の多様な文化や自然環境の認知向上に大きく貢献してきた。また、人々が文化の多様性や豊かな自然環境を尊重する姿勢を涵養し、相互理解を通じた平和実現というユネスコの理念を体現してきた。

25 我が国は、1992年（平成4年）の世界遺産条約の締結以降、19件の文化遺産を世界遺産一覧表に記載することによって、人類の文化多様性及び固有性を表現することに貢献してきた。特に明治初年以來、文化財保護法及びその前身の法令を基盤とした近代的な法体系のもとで確立してきた文化遺産の保護手法について、世界と共有を図ってきた。また、『世界遺産条約履行のための作業指針』（以下、『作業指針』という。）の改定議論への参加や、30 世界文化遺産の保護等に関する専門家間での国際的な議論に参画し、世界遺産制度の発展に寄与してきた。

近年、世界遺産の数が増加するにつれて世界遺産を取り巻く状況は複雑化し、各国において様々な課題が生じている。世界遺産委員会では、世界遺産

の保存・活用及び世界遺産登録に向けた推薦プロセスの在り方、国際社会が抱える様々な課題に対して世界遺産がどのように貢献しうるのかといった世界遺産の本質を見つめ直す議論が行われている。

5 我が国においても、世界遺産保護に関わる多様な関係者の連携不足、再生可能エネルギー開発等による世界遺産の周囲の環境に対する影響、突発的な災害や気候変動などによる資産への損害、世界遺産一覧表記載前後の来訪者の急増・急減や新型コロナウイルス感染症の影響、過疎化・少子化・高齢化等による遺産を支える地域社会の衰退など、世界遺産を取り巻く様々な課題がある。

10 世界遺産の保存・活用にあたっては、特に地域における主体的な取組が不可欠である。地域コミュニティ（地域の住民、所有者、企業、学識経験者、学校、NPO等を含む関係機関・団体等）や地方自治体といった関係者が主体的に参画し遺産の価値を踏まえた適切な保護を推し進めることにより、地域活性化をはじめとした多様な効果が期待される。

15 このような状況のもと、国際連合による持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）¹をはじめとした社会情勢も踏まえながら、改めて我が国における世界文化遺産の意義を捉えなおし、現状及び課題を分析した上で、今後の世界文化遺産の在り方を検討する。

¹ 2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成される。世界遺産と関連があるターゲットは以下の通り。

- 2. 4: 持続可能な食料生産システム確保、強靱（レジリエント）な農業の実践
 - 4. 4: 雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合の増加
 - 4. 7: （文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献に係る教育を含む）教育を通じた持続可能な開発を促進するための知識・技能習得の実現
 - 5. 5: 完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会の確保
 - 6. 6: 水に関連する生態系の保護・回復
 - 8. 3: 中小零細企業の設立・成長の奨励
 - 8. 9: 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進する政策の立案・実施
 - 10. 2: すべての人々のエンパワーメント及び社会的、経済的及び政治的な包含の促進
 - 11. 4: 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の強化
 - 12. b: 持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法の開発・導入
 - 14. 5: 沿岸域及び海域の保全
 - 15. 1: 陸域生態系と内陸淡水生態系等の保全、回復及び持続可能な利用の確保
 - 16. 7: 対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定の確保
 - 16. 10: 情報への公共アクセス確保と基本的人権の保障
 - 16. a: 暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関する能力構築のための関連国家機関の強化
- 一方で、ゴール7「エネルギー」に関しては、再生可能エネルギーの開発にあたり世界文化遺産の価値の保存と両立させるための調整が必要となる。

2. 検討の経緯

5 本答申は、2020年（令和2年）11月5日の我が国の世界文化遺産の在り方に係る文部科学大臣からの諮問を受け、上述の問題意識に基づき、文化審議会世界文化遺産部会において●回（関係者からのヒアリングを含む）行った議論を取りまとめたものである。

10 本答申では、第1部で世界遺産一覧表への記載の意義を整理し、第2章1.及び2.で国内外における世界遺産制度の現状及び課題を把握し、第2章3.で我が国の今後の世界文化遺産の在り方について検討する。さらに、第3章で今後の推薦の在り方についても検討するが、これについては来年度に引き続き検討を予定している。

第1章 世界遺産一覧表への記載の意義

世界遺産条約の目的は、文化遺産及び自然遺産を保護し、将来世代へ確実に継承していくことである。世界遺産一覧表への推薦や記載に向けた取組を通じて国内にとどまらない世界的な観点からの顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value: OUV）が見いだされ、国際社会に向けた発信や価値の相互理解につながる。さらに、文化遺産は所在する地域の人々にとって誇りであり、世界遺産を活用したまちづくりが地域活性化に貢献することも重要である。上記の保存・価値・活用の三つの柱にいくつかの観点を設け、整理する。

(1) 保存

① 包括的体制の構築

文化遺産を持続可能な方法で保護しながら将来の世代に継承するためには、組織横断的な体制や多様な関係者、幅広い世代の参画が不可欠である。こうした体制構築において、世界遺産が持つ人を惹きつける役割は大きい。

② 周囲の環境の保全

世界文化遺産では、緩衝地帯という遺産を取り囲む地域に補完的な開発規制を敷くこと等で、資産周囲の環境を保全することが求められる。同時に、緩衝地帯を含む遺産周囲の環境は当該世界文化遺産を育んだ素地であり、遺産と連続的に理解することができる文脈を共有する。遺産とともに周囲の環境の一体的な保全・形成を図ることによって、世界文化遺産を活かしたまちづくりを推進することができる。

③ 保存活動のモデル

世界文化遺産では、国際的な議論を踏まえた保護の在り方の検討や、我が国でこれまであまり見られなかった保護の取組が行われることも多く、他の文化遺産にとって参照事例となり得る。また、我が国における文化遺産保護の取組について海外の専門家と相互理解を図ることで、保護の取組の向上や、国際的視野に立った人材育成にもつながる。

(2) 価値

④ 価値の発見・深化

世界遺産一覧表への記載に向け世界的な観点から当該文化遺産の OUV を整理する中で、それまで認識されていなかった価値が見いだされる可能性がある。また、記載後も学術的調査を継続することによって、OUV を基礎としつつさらなる遺産の価値を見出している事例も少なくない。

5

⑤ 国際社会へのメッセージ

我が国の、ひいてはアジアの視点から文化遺産の価値及び保護の在り方を諸外国に向けて発信することは、世界遺産制度の発展に貢献するのみならず、世界文化の多様性の増進に寄与し、世界の持続可能な発展の在り方に示唆を与える。我が国の文化遺産の発信を通じて、国際感覚の醸成につながることも考えられる。

10

(3) 活用

⑥ 地域コミュニティの紐帯

地域コミュニティが子ども達への教育などの活動により世界遺産について理解し、文化遺産の保護に向けて一丸となって取組むことで、地域のアイデンティティが醸成される。こうした効果が文化遺産の持続的な保存・活用に対する地域住民や地元企業などの主体的な参画をより一層促し、地域の魅力を増進させる。また、災害発生時には、文化遺産が復旧・復興の拠り所として心の支えになる。

15

20

⑦ 人々の往来や地域経済の活性化

地域の魅力増進や世界遺産登録による知名度向上の結果、インバウンドを含む来訪者の増加や地域経済の活性化も見込まれる。文化遺産の保存・活用に配慮した来訪者管理を行うことで、文化遺産の保存と一体となった持続的な活用や積極的な価値の発信ができる。

25

⑧ 地域社会への貢献

来訪者の増加は新たな雇用の創出を生み、交流人口・定住人口の獲得等、地域が抱える諸課題の解決にもつながる。世界遺産の持続的な保存・活用が、ひいては、地域社会の持続性に寄与する。

30

第2章 世界文化遺産の持続的な保存・活用等

1. 国際的な現状と課題

(1) 保存

5 世界遺産委員会では、課題を抱える遺産について保全状況が審議されている。2019年に開催された第43回世界遺産委員会では、166件（うち文化遺産又は複合遺産は116件）について審議が行われたが、主な要因は管理体制・法的保護の不備、遺産及びその周囲における開発の影響がそれぞれ約3割、戦争・内戦等による資産の破壊が約1割であった。

① 管理体制・法的保護の不備

10 管理体制・法的保護の不備については、サイトマネージャー²の役割強化、包括的保存管理計画策定等の重要性が強調されている。また、保存及び活用の一体的な推進において、遺産保護部局・開発部局・観光部局などが連携して管理体制を構築することが求められている。

② 遺産及びその周囲における開発の影響

15 開発については、OUVに負の影響を与えうる様々な事例が増加しており、構成資産や緩衝地帯内、さらには緩衝地帯外における行為であっても、世界遺産に対する影響を適切に評価する遺産影響評価（Heritage Impact Assessment : HIA）³が強く求められている。特に開発圧力の高い都市に関して、世界遺産の保護が都市の新たな価値づけ及び都市が抱える諸問題の解決に貢献する可能性について留意し、都市の開発計画等と統合された世界遺産の管理計画を策定することが推奨されている。この様なアプローチについては、2011年に採択された歴史的都市景観に関するユネスコ勧告⁴においても強調されており、我が国も、2020年（令和2年）1月に福岡において国際専門家会合を開催した。

20

25

² 各文化遺産の管理に係る意思決定を統括、牽引する者。我が国においては、多くの場合は地方自治体の担当者がこれに該当する。

³ 世界文化遺産の資産内、緩衝地帯内及びその周辺において開発事業が計画された際などに、当該計画が文化遺産に与える影響を評価すること。

⁴ 特に都市部において商業的な開発が歴史的景観の破壊につながる事例が増加していることを受け、第36回ユネスコ総会（2011年11月）において採択された。都市における歴史的景観を守るための手法として歴史的都市遺産の保全のための景観に焦点を当てた取組方法を提唱し、それを実施するために加盟国が適当な措置をとること等について勧告した。

③ 災害・紛争等の影響

ノートルダム大聖堂における火災をはじめ、地震、異常気象などの突発的な災害が報告されており、災害後の復旧や防災対策に国際的な関心が高まっている。さらに、意図的な破壊や紛争、内戦が資産に大きな被害をもたらすケースは後を絶たず、人為的な被害から文化遺産を守る有効な手立てが模索されている。また、資金・技術・専門的知見の不足等により、当該国だけで十分な保護ができない文化遺産が多いことも課題である。

(2) 価値

④ 遺産の多様化と審査の複雑化

グローバル・ストラテジー⁵の推奨により推薦される資産が多様化することに伴って、イコモス⁶における審査はますます複雑化している。人々の精神世界と深く関わる信仰に係る遺産や地域の伝統文化に深く根差した遺産などは、当該遺産の背景も含めた十全な理解に基づく審査が必要である。また、多様な価値を示す遺産においては複数の観点からの評価が成り立ち得ることとなり、締約国と諮問機関との間で評価が異なるという「見解の相違」がしばしば生じている。さらに、複数の構成資産が全体として OUV を有する「連続性のある資産」⁷（以下、「シリアル資産」という）の推薦においては、それぞれの構成資産がどのように全体の OUV に貢献するのかという点について厳密な説明が求められるなど、複雑化する審査に対して新たな、あるいは従来にも増して入念な対応が必要な事項が生じている。

⑤ 文化遺産の多様性の課題

異なる文化に属する人々が相互理解を進めることによって平和を構築するというユネスコの理念に照らして考えると、文化多様性の増進を目指して一覧表の充実を推し進める世界遺産条約の取組はその目的に適

⁵ 「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー」第 18 回世界遺産委員会(1994 年)で採択。世界遺産一覧表における主な格差を特定、解消するための戦略

⁶ 国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites : ICOMOS (イコモス))。世界遺産をはじめ、遺跡・建造物等の保存を目的とした国際非政府間組織 (NGO) であり、世界文化遺産への推薦案件や、世界遺産一覧表に記載された文化遺産の保全状況について審査を行う諮問機関。

⁷ 『作業指針』137 項 (仮訳) : 連続性のある資産とは、明確に定義されるつながりによって関係づけられた複数の構成資産をもつ (中略) 構成要素が、必ずしも個々の部分ではそうでなくとも、連続体全体として顕著な普遍的価値を有するものである。

う。

世界文化遺産が体現する多様な価値について、さらにはそれらが持続可能な社会の実現につながった成功事例を締約国やサイトマネージャーといった関係者が共有するためには、より一層こうした経験の情報発信が必要とされる。

5

(3) 活用

⑥ 地域コミュニティの重要性

世界遺産の適切な保存・活用の実現は、サイトマネージャーや遺産保護部局のみならず、地域コミュニティ全体の協働が不可欠である。「世界遺産条約履行のための戦略的目標」における「5番目のC」⁸、2012年に採択された「京都ビジョン」⁹などにみられるように、世界遺産の保護における地域コミュニティの重要性はますます高まっている。

10

15

⑦ 来訪者管理戦略の必要性

来訪者については、SDGsに寄与する可能性を有している一方で、来訪者の過密状態、観光インフラの開発等により文化遺産が負の影響を受けることについて懸念が示されている。締約国は、来訪者管理戦略を立て、より長く、深い体験をもたらす文化遺産の価値に配慮した観光サービスを提供することが推奨されるとともに、立入制限等により文化遺産への負の影響を低減することが求められている。

20

⑧ 世界遺産のSDGsへの貢献

SDGsでは「文化」そのものについて17のゴール¹⁰に位置付けられていないものの、第70回国連総会において採択された「持続可能な開発のた

25

⁸ 条約の履行を促進するために世界遺産委員会が定める目標であり、2002年の世界遺産委員会で採択された4つのC、すなわち①一覧表の信頼性 (Credibility)、②世界遺産の効果的な保全 (Conservation) の確実な担保、③締約国における効果的な人材育成 (Capacity-building) の促進、④コミュニケーション (Communication) を通じた世界遺産に関する普及・啓発、参画及び支援の増大、に加え、2007年に⑤条約の履行におけるコミュニティ (Communities) が果たす役割の強化、が採択され、現在は5つが定められている (頭文字から「5C」と呼ばれている)。

⁹ 2012年(平成24年)の世界遺産条約40周年記念会合において採択された提言で、世界遺産保護におけるコミュニティ参画の重要性を強調し、持続可能な開発のためには遺産から生じる利益がコミュニティに公正に分配される必要があることを示した。

¹⁰ 各17のゴールに係るテーマは次のとおり。①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧経済成長と雇用、⑨インフラ、⑩不平等、⑪持続可能な都市、⑫持続可能な消費と生産、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段。

5
10
15
20
25
30
めの2030アジェンダ」は、「文化の多様性に対して尊重がなされる世界」を目指し、「すべての文化・文明は持続可能な開発に貢献するばかりでなく、重要な成功への鍵」と認識している。また、17のゴールの細目（ターゲット）として「文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育」を通じた「持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能」の習得（ターゲット4.7）、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全」（ターゲット11.4）に言及している。

さらに、「Culture 2030 Indicators」（2019年、ユネスコ）では、SDGs達成に向けた文化の貢献が、教育、環境や都市、包摂的な社会発展や経済成長、平和や安全保障に寄与すると評価されており、その進捗状況をモニタリングするための指標が示されている。

2. 我が国において顕在化している課題

（1）保存

① 包括的な管理計画・体制の不備

複数の構成資産からなるシリアル資産については、全体を包括した保存管理の方針や保存の方法等を示した包括的保存管理計画を策定することが必要である。我が国の初期に世界遺産登録された文化遺産には、登録時に包括的保存管理計画が求められていなかったため現在も未策定となっている事例がある。

世界遺産を周囲の環境及び地域社会とともに保護していくには、遺産を総合的に管理するサイトマネージャーの存在が重要である。我が国では多くの場合、地方自治体の担当者がこれに当たるが、その育成・配置の実情は資産によって異なり、必ずしも十分ではない。同様に、複数の自治体、所有者、関係機関等の連携や文化財保護政策と観光・開発・都市政策との連携も引き続き対応が必要な課題である。

さらに、世界遺産の推薦過程で人員や予算を重点的に配分していた地方自治体において、記載後、それまでの予算措置や体制が維持されない事例がある。世界遺産一覧表への記載後も、推薦書第6章で約束した毎年のモニタリング、文化庁による定期的な保全状況の確認、6年サイクルで世界遺産委員会に対し保全状況を報告する定期報告といった機会があることに鑑みれば、世界文化遺産を持続可能なかたちで永続的に保

存・活用するためには継続的に予算・体制を整える必要があり、改善が求められる。

② 周囲の環境の保全の課題

5 近年の世界遺産委員会においては、世界文化遺産の緩衝地帯を適切に設定し、その外部も含めた周囲の環境を厳格に管理していくことが求められている。そのため、大規模な事業が計画された際などには、文化遺産への影響を適切に評価する必要性が高まっている。特に開発圧力が高い都市部や再生可能エネルギー開発に適した地域においては、遺産保護と開発との
10 両立について調整が必要となる場合が多い。『作業指針』118bis 項¹¹では、開発事業等が文化遺産に与える影響をあらかじめ評価するよう HIA を求めており、2019 年（令和元年）4 月には文化庁も HIA の手順・手法等の基本的な考え方を整理した『世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針』¹²（以下、『参考指針』という。）（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/r1416448_01.pdf）を出した。

15 世界文化遺産の周囲の環境であっても、人々が生活・生業を営む上で、家屋等の施設を更新し、社会情勢に合わせて適切に変化させていくことは、むしろ必然である。そもそも現状の環境が必ずしも良好ではなく、遺産と調和したものとは言い難い場合もあり、改善が必要であることも多い。

20 我が国では、都市計画法・農地法・景観法など既存の法体系により緩衝地帯の開発を複層的にコントロールしている。いくつかの地方自治体において緩衝地帯の保護を目的とした条例を制定している事例がみられるものの、上に掲げるそれぞれの法体系は世界文化遺産を保護するために設けられたものではなく、緩衝地帯の保護の目的に応じて適切な制限や開発調整の
25 手続きとして用いることで、我が国における緩衝地帯の保護措置とし

¹¹『作業指針』118bis 項仮訳：『作業指針』179 項及び 180 項に関わらず、締約国は環境影響評価、HIA 及び/又は戦略的環境評価を、世界遺産の範囲内又は周辺において実施・計画される事業等に先立つ必要事項として実施することを保証すべきである。これらの評価は、遺産の OUV に与える潜在的な正及び負の影響や代替案の特定や遺産内又はより広いセッティングに所在する文化/自然遺産の変質又はその他の負の影響の緩和措置の推奨に役立つものである。これにより、長期の OUV の保護や遺産の災害や気候変動に対するレジリエンスの強化が保証される。

¹²『参考指針』は、HIA の流れが詳細な分析の必要性の判断、分析作業の実施、評価後の作業の 3 段階に分類するとともに、以下のような実施にあたっての留意点が示している。

- ・ HIA の必要性についての事前周知と包括的保存管理計画の手順の明確化が必要。
- ・ OUV の「属性」の整理が必要。（脚注 16 参照）
- ・ 客観性の担保が必要。
- ・ OUV への影響が軽微とみなせない場合には、緩和策を検討し再度評価が必要。
- ・ 必要に応じて世界遺産委員会への報告等が必要。

ている実態にある。

また、緩衝地帯の外部については、どこまでをコントロールの対象とすべきか明確化されていないことが多いうえに、法制度の裏付けが構成資産や緩衝地帯に比して十分でない場合も見られ、その管理に困難が生じている。

一方、『作業指針』104項¹³において緩衝地帯は「遺産の価値を効果的に保護するため」に設定される区域とされており、これまでの議論においても緩衝地帯にOUVは認められないとされてきた。しかしながら、緩衝地帯を含む世界文化遺産の周囲の環境は、遺産がOUVを形成するに至った文化的背景を物語るものであり、遺産と連続する文化的つながりを有する場所であることが多く、その保全の方策は今後の課題といえる。

③ 保存の取組の国内外への影響

我が国では地震・台風など災害等が頻発しており、近年でも世界文化遺産において地震被害や異常豪雨による土砂災害、台風被害が発生している。また、2019年(令和元年)には首里城跡において大規模な火災が発生した。これらの災害から文化遺産を確実に守ることが必要である一方、災害復旧や防災に係る取組が他の文化遺産における対策強化に資するという効果も期待される。

例えば、ノートルダム大聖堂や首里城跡の火災をきっかけに『国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン』が策定・改定された。これに基づき、全国の国宝・重要文化財(建造物)で防火設備の点検が行われ、『世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画』が策定された。

また、これまで奈良会議¹⁴等を通じて、我が国の木造の文化遺産の保存

¹³ 『作業指針』104項仮訳：緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。

¹⁴ 1994年(平成6年)に奈良県奈良市において開催され、「文化と遺産の多様性」や「真実性」(オリジナルの状態を維持していること。世界遺産一覧表への記載要件のひとつ。)について以下のような見解を示した。

- ・文化遺産とその管理責任は、第一にその文化を作り上げた文化圏に、次いでその文化を保持している文化圏に帰属する。
- ・「真実性」の審査は、その遺産に固有な文化に根ざして考慮されるべきである。多様性を尊重するニーズにこたえる国際宣言として、『作業指針』上、「世界文化遺産となる建造物の

5 修理は国際的に高い評価を受けてきた。一方で、いくつかの文化遺産においては整備事業等で海外の専門家の理解を得るのに苦心するなど、近年国内と海外とで考え方の相違もみられる。こうしたギャップを埋めていくため、我が国の文化遺産保護の考え方についてさらなる海外との相互理解に努める必要がある。

10 我が国は、これまで文化遺産保護の技術や専門的知見を活かして各国における文化遺産保護に協力してきた。また、世界文化遺産に関する知見をもって、各国文化遺産の世界遺産登録や危機遺産からの脱却にも協力し、成果を挙げている。こうした国際貢献は、文化遺産保護を通じて相互の理解及び尊重の精神を醸成したという点において、我が国の人材育成にとっても重要な意義を持つものである。その一方で、国際協力を担う専門家や専門機関は限られており、推進体制の強化と次世代の担い手の確保が課題ともなっている。

15 (2) 価値

④ 価値の発見・深化

20 これまで、我が国で世界遺産一覧表に記載されてきた 19 件の文化遺産は、古くから受け継がれてきた寺社や天守等の木造建造物、大規模な古墳群、信仰・崇拝の対象である山岳、近代化の軌跡を示す遺跡など、その歴史的価値や時代、背景が極めて多様である。これらの文化遺産の多様性は、それぞれが世界遺産一覧表の幅を大きく広げ、記載の度にその豊かさを増し、多様性の増進及び人類社会や環境の持続可能性に寄与してきた。

25 こうした価値は、世界遺産への推薦に向けて重点的に進められる調査研究によって、世界的な観点から新たに見いだされたものであることが多い。記載後もこの体制を維持し調査研究を継続することによって、OUV を基盤としつつもさらに価値を深化させることが求められる。また、この成果は海外に対しても発信すべきである。

⑤ 価値・保護の取組の発信

30 我が国では文化遺産やそれらを取り巻く自然環境の特徴に応じて、伝統・

真実性を検討する際の実務的な基礎 (practical basis)」とされている。(『作業指針』79 項及び付属資料 4)

慣習や文化財保護制度により文化遺産を守り受け継ぐ方法・取組を育んできた。文化遺産とともにその保護の取組も発信することで、文化遺産保護の多様性に貢献し、現代社会の持続可能な発展の在り方に示唆を与えてきた。

5 世界遺産に登録された後、あらゆる保存及び活用の取組の礎となるのは、世界遺産委員会において公式に承認された OUV である。特にシリアル資産の場合、それぞれの構成資産においては当該資産の価値のみならず、全体の OUV 及びその OUV に当該構成資産がどのように貢献するのか、あるいは他の構成資産との関係という観点から価値を発信することが求められる。

10 また、我が国固有の価値観や、ユネスコ無形文化遺産代表一覧表に登録された伝統建築工匠の技のような有形文化遺産と密接に関わる無形文化遺産の保護、あるいは仙台会議¹⁵などで示された防災・復興の考え方など、日本の取組に対する関心は国際的に非常に高く、その点での貢献に向けて、これまで以上に情報発信を目指すことが求められる。

15

(3) 活用

⑥ 地域コミュニティの関わりの課題

20 近年、信仰に関わる文化遺産や文化的景観など、世界の各地域に固有の文化に深く根差した文化遺産の世界遺産登録が進んでおり、文化遺産の保存・活用における地域コミュニティの理解と役割とがますます重要になってきている。

25 一方で、世界文化遺産を支える地域コミュニティが過疎化・少子化・高齢化等によって弱体化し、文化遺産の管理に密接に関連する地域産業が衰退するなど、地域の存続に関わる課題を抱えている事例も増えている。今後、世界遺産一覧表に記載された文化遺産を持続的に保存・活用するとともに、それらを核として地域の持続可能な発展を実現する必要がある。

さらに、記載後の年月が経過することにより、世界文化遺産に対する地域コミュニティの関心が低下したり、若い世代の参画が地域によって必ずしも十分でなかったりするといった課題も見られる。

¹⁵第三回国連防災世界会議の枠組みにおいて開催された国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」。防災に関する4つの優先行動と7つのターゲットが示された第3回国連防災世界会議の成果文書『仙台防災枠組 2015-2030』に文化や文化遺産への配慮を含めるとともに、文化遺産防災の取組目標を示すことを目的として2015年（平成27年）3月に開催された。

⑦ 来訪者対応における課題

5 世界遺産一覧表に記載された場合、当該文化遺産の知名度が一時的に上昇する傾向がある。これにより国内外からの来訪者が増加することで観光産業が活性化する一方で、オーバーツーリズム、地域コミュニティへの負荷の増大、来訪者数の急激な増加とその後の急激な減少等の課題が生じている例がある。

また、近年増加傾向にあった海外からの来訪者についても、世界遺産は特にその訪問地となることが多いが、解説の多言語化などの対応が不足していることが否めない。

10 一方で、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、我が国の文化遺産にも深刻な影響を与えている。関係者は感染症防止対策に追われており、中・長期的には来訪者の急減による経済的ダメージが遺産の維持・管理に係るリソース不足へと繋がる可能性が高い。

15 来訪者に対しては、インタープリテーションの観点から、世界文化遺産としての意義や世界的な観点からの価値などについて十分な説明がなされることが重要である。しかしながら、地域や文化遺産により対応にばらつきがあり、国内的な評価に基づく価値や構成資産単体の価値の解説に留まるなど、十分ではない事例も認められる。

⑧ 地域社会の苦境

20 我が国の世界文化遺産は、都市部や山間地、離島にも所在し、その状況は多様である。いずれの地域もその立地特性に応じて、大きな課題を抱えている場合も少なくない。過疎化・少子化・高齢化、地域経済の衰退とその悪循環に悩む集落もあれば、観光等の開発と文化遺産の保護とのバランス維持に苦心する観光都市もあるなど、文化遺産の所在する地域社会が抱える課題は様々である。

25 世界文化遺産の保護においては、地方自治体に人的・経済的な負担が大きくかかっていることが多い。中心的・主体的役割が期待される地域住民や地元企業といった地域コミュニティが、地域社会の疲弊によって活力を失いつつあることも少なくない。

30 文化遺産の保護が地域社会の活性化に貢献することを考えても、両者の取組が一体的に計画され実行されることが求められるが、そのような認識や体制がまだ十分でないことがある。

3. 今後の在り方

(1) 保存

① 包括的な保存・管理体制の充実

5 それぞれの文化遺産の特徴や地域の特性に合った保存・管理を実現していく上で、地方自治体が担う役割はこれまで以上に重要となる。同時に、地域コミュニティを含む多様な組織や関係機関と連携しながら保護のための体制を強靱化する必要があり、関係者が集う協議会等の設置は必須である。

10 また、世界遺産を取り巻く課題が多様化する中で、組織横断的な体制の整備や包括的保存管理計画の策定がより一層求められる。さらには、これらを運用するサイトマネージャーの役割がますます重要となるが、必要とされる能力が従来の文化遺産保護に比べ多岐にわたるため、その人材育成も急がれる。

15 登録後も世界文化遺産を確実に保存・管理するためには、こうした包括的な保存・管理体制を維持・発展させることが必須である。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ 専門委員会や協議会の設置
- ・ 世界遺産一覧表記載後の人的・財政的体制の維持
- 20 ・ サイトマネージャーの育成
- ・ 包括的保存管理計画の策定及び必要に応じた改定

国：

- ・ 地方自治体等の包括的な保存・管理に対する支援とその国際的発信
- ・ 保全状況の定期的確認などを通じた体制の維持・更新

② 積極的な周囲の環境保全

25 世界遺産の周囲の環境保全は、これまで以上に積極的な意味を見出し、多様な関係者から理解・協力を得て、地域社会に多面的な効果をもたらすように実施していくことが求められる。

重要なことは、

- ・ 周囲の環境そのものに積極的な意義づけを行い、遺産が所在する地域そのものが暮らしやすくなるよう統合的な空間計画を描くこと
- ・ 周囲の環境を適切に保全するため既存の法体系を有機的に活用し、それらと世界遺産の価値とが調和的になるよう運用に努め、それでも管理が不足する部分には追加的対応を講じることができるよう制度や計画等を整えること
- ・ 行政・市民・企業といったあらゆる関係者が、世界遺産を周囲の環境とともに守り、世界遺産を中心とした豊かな地域をつくり、そしてその恩恵を受け取る主体であるということを改めて認識すること

である。

まずは、既存の法体系が世界文化遺産の価値と調和して運用されるようにするために、HIA の手法、手順を含めた包括的保存管理計画や HIA マニュアルを充実させるなど、関係機関・部局が連携して遺産周囲の環境の保全・形成を担保する仕組みづくりをより一層進めなければならない。都市計画審議会、景観審議会、文化財保護審議会といった地方自治体における良好な風致の維持・形成に資する審議会において世界文化遺産と一体となった周囲の環境の意義について共有するとともに、調和的な運用に努めることも有効である。周囲の環境の変容をモニタリングし、既存の空間計画や制度、意識共有等では対応が不足する部分が出てきた場合に、必要な見直しや改善をできるようなシステムを整えることも重要である。

HIA は、世界文化遺産のある地域において望ましい開発事業等の在り方を検討するプロセスとして、積極的に運用されるべきである。また、市民や企業の自発的な協力は遺産保護への貢献として評価されるべきである。

世界遺産の推薦書作成の過程において、周囲の環境が文化遺産の潜在的 OUV¹⁶とどのように関係し、どのように貢献しているのかを整理し、文

¹⁶『参考指針』においては、事業等が文化遺産に与える影響を具体的に評価するために、世界遺産委員会において採択された「顕著な普遍的価値の言明」(Statement of Outstanding Universal Value: SOUV) の内容を再確認し、世界遺産としての OUV を細分化した「属性」について整理することが必要であるとしている。整理の方法は文化遺産の性質等に応じて様々であり、作業には一定の時間を要するため、個別の事業等が発生する段階で作業を開始するよりも、あらかじめ作業を完了しておくことが望ましい。そのような準備作業は、HIA の実施段階において、事業等が OUV のどのような属性に対してどのような影響をもたらすのかについて把握し、関係者間で共有するうえで、労力の軽減につながるものと考えられる。

化遺産から連続する有形・無形の文化的な繋がりや自然との繋がりといった積極的な意味を見つけ、守るべき対象を明確にすることが重要である。

5

守るべきものを守り、改善すべきものを改善し、新たに施設等を作る場合にも文化遺産や多くの関係者にとって好ましいものを作ることによって、世界遺産と調和した良好な周囲の環境形成が可能となる。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ HIA の実施
- 10 ・ HIA マニュアル等の策定、その中で既存の法的手続の位置付けの明確化
- ・ 開発事業等の影響度合いに応じた HIA 手法等の整理
- ・ 事業主体に対する HIA の積極的意味の適切な説明と協力依頼、顕彰
- ・ 部局横断的な協力と関連審議会の調和的運用
- 15 ・ 文化財保存活用地域計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画等における積極的な位置付け及び街なみ環境整備事業等の活用による良好な環境形成

15

国：

- ・ HIA の必要性等の周知、事例収集や参考指針の充実等
- ・ 緩衝地帯保全の方策・資源の提供、関係省庁との連携・協議

20

③ 相乗効果による文化遺産保護の向上

世界文化遺産の保護が抱える課題は多様であるものの、世界遺産だからこそ抱える共通の問題や、文化遺産の種別又は立地環境などによって類似した課題も多くみられ、それらに対する取組の経験や知見も各資産で蓄積されている。このため、関係者が課題を共有し、経験や知見を交換できる場を設けるとともに、国もその取組を定期的に確認・把握し、評価することが重要である。また、世界遺産の取組は注目を集め、他の文化遺産に与える影響も大きいため、好事例を広く発信することも有益である。

25

また、海外専門家との情報交換を促進し、我が国の文化遺産の保護に活かすことも必要である。

文化遺産の国際協力については、リソースを有効活用するために、官民学の連携強化や国際機関との協力といった工夫で連携強化を推進する。こうした国際協力を通じて他国の文化遺産への理解・尊重を深めることにより、我が国の文化遺産保護の向上や若い世代の人材育成も図っていく。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ 情報共有の場やネットワークへの積極的参画
- ・ 国内外の好事例を踏まえた取組とその情報発信

国：

- ・ 国内外の好事例の情報収集、自治体関係者との情報共有の場の設置
- ・ 部会委員等による定期的な視察・助言、優れた取組に対する顕彰
- ・ ホームページや SNS による情報発信の強化
- ・ 有形の遺産の保護に関わりの深い無形の遺産の保護・連携の促進
- ・ 海外の文化遺産に対する国際協力の推進

(2) 価値

④ 価値の継続的な追究の促進

記載後も学術的な調査研究を継続することによって、OUV を基礎としつつもより新たな知見を得ることが可能となり、当該文化遺産の価値の深化へと繋げることができる。また、OUV と関連して、文化遺産とその周囲において自然科学的な観点から高い価値が見いだされることも少なくない。ユネスコのエコパークやジオパークの手法も文化遺産の評価には有効であることから、積極的に連携を図ることが求められる。

特にシリアル資産においては、当該文化遺産の OUV はもとより各構成資産が資産全体の OUV に対してどのように貢献するのか、他の構成資産とどのような関係にあるのかについて、積極的に情報発信・提供しなけ

ればならない。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ 守り伝えるべき価値の正確な把握
- ・ インタープリテーション戦略の構築、拡充
- ・ 世界遺産一覧表記載後における調査研究の継続
- ・ 見出した価値の文化財保存活用地域計画への反映

国：

- ・ 地方自治体等が進める価値の継続的追究とその発信への支援

⑤ 価値とその保護の取組の発信

既に世界遺産一覧表に記載された我が国の 19 件の世界文化遺産は、いずれも人類の営みの一端を表現する価値の高いものである。一方で、人類が生活を営む上で自然的・社会的現象にどのように対応してきたかを表すという意味では、まだまだ我が国から推薦すべき文化遺産は多い。また、我が国が長年培ってきた文化遺産の保護の在り方や地域社会における文化遺産の役割、特に我が国が経験や知見を豊かに持つ災害対応や有形・無形の文化遺産のつながりについて、世界の人々と共有することが重要である。これらを通じて世界文化の多様性の増進や持続可能な社会の実現に貢献することができるとともに、我々もまた世界への情報発信を通じて国際感覚を養うことができる。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・ 価値の捉え方に係る継続的研究及び研修等を通じた保護手法の更新
- ・ 保存・活用手法の発信及び情報収集
- ・ サイトマネージャーの研修等を通じた国際交流・情報発信の推進
- ・ 地域コミュニティとの価値観及び課題意識の共有、共同での取組促進

国：

- ・ ホームページや SNS による情報発信の強化
- ・ 災害対応、風土等に応じた保護手法等の国際社会への情報発信
- ・ 有形及び無形の密接な価値の結びつきに関する情報発信
- ・ 国際会議や国際研修等の開催、海外専門家との交流促進

5

(3) 活用

⑥ 多様な関係者の参画と関心の維持

文化遺産が地域コミュニティのアイデンティティとなり、一致団結した保護の取組を実現できるよう、世界文化遺産の価値を分かりやすく伝えるとともに、保護の目標やそれによって得られる恩恵を関係者間でしっかりと共有することが重要である。

10

地域コミュニティが行う有償・無償のボランティア活動等を盛り上げ、活動団体間のネットワークを構築するなどして連携を図ることも効果的である。若い世代のボランティア活動等への参加を促進するとともに、世界遺産教育などを通じて青少年を将来の保護の担い手として育成することも必要である。

15

地域コミュニティには地域住民だけでなく、地元の企業や大学など多様な団体・機関も含まれる。地域コミュニティの各構成員が世界文化遺産の保護を自らのこととして認識し、保護の体制に加わることができるような環境の醸成が必要である。

20

記載後に地域コミュニティの関心が低下しないよう、価値や保護の目的を再認識し、達成したことや課題を振り返る機会を定期的に設けることも重要である。

<具体的方策>

25

地方自治体：

- ・ 青少年を含む地域コミュニティの主体的活動の促進
- ・ 世界遺産保護の目標や恩恵に関する地域コミュニティとの共有
- ・ 寄付やクラウドファンディングなど民間資金の調達

国：

- ・世界遺産制度に関する情報発信
- ・部会委員等による定期的な視察に併せた地域コミュニティ向けの情報発信（シンポジウム等）
- ・地域コミュニティの主体的な保護活動に対する顕彰

5

⑦ 来訪者管理戦略の充実

世界文化遺産としての価値の説明、特にシリアル資産においては個々の構成資産の説明だけではなく、構成資産が全体の価値にどう位置づくのか等を来訪者がしっかりと理解できる分かりやすい説明を準備したり、他の構成資産や関連する文化遺産に来訪者が導かれるような誘導を行ったりすることが重要である。

10

来訪者に世界文化遺産の価値と保護の取組とを伝えることが、遺産を保護する支援者の増加に繋がる。説明の多言語化等を十分に行うことで、海外からの来訪者が正しく遺産を理解できる対応が必要である。

15

一方で、観光圧力が地元への負担にならないよう、地域コミュニティに配慮した来訪者管理が必要である。特に世界遺産登録前後の来訪者数の急激な増加とその後の急激な減少は共通してみられる課題であり、これまで蓄積されてきた経験を活かしつつ、今後推薦する遺産においては周到な備えが求められる。そのような観点から、地域コミュニティとの合意の下に、地域にとって望ましい来訪者管理の在り方を戦略として定めることが重要である。

20

来訪者の増加が一過性のものとならず、質・量ともに豊かな状態を維持し、交流人口・関係人口の増加及び来訪者と地域コミュニティとの対話の活発化、地域経済の活性化に繋がるなど、地元にも還元のある来訪者の在り方を目指すことが必要である。

25

< 具体的方策 >

地方自治体：

- ・世界遺産委員会で承認された OUV に基づく価値説明
- ・中・長期的な来訪者管理戦略等の構築
- ・多言語での情報発信

30

国：

- ・地方自治体等が進める各世界文化遺産の特性に応じた来訪者管理戦略の構築に対する支援

⑧ 地域社会と世界遺産の持続的な在り方

5 文化遺産を支える地域は、現在様々な社会的課題を抱えていることが多い。しかしながら、世界遺産を活かしたまちづくりを行うことで地域コミュニティが一丸となり、地域が活性化し、地域の課題を克服していくための大きなエネルギーの源泉となることが考えられる。そのような観点から、文化遺産の保護と魅力的なまちづくりとの好循環を形成し、
10 両者の持続的な発展を実現することが重要である。

このためにも、地域の総合的な目標や計画に世界遺産の保存・管理を位置付け、地域社会が一体となって取り組むことが必要である。

また、世界的に関心の高い持続可能な社会の発展に対し世界文化遺産の保護が貢献する事例として、蓄積された経験や知見を積極的に発信し
15 ていくことが求められる。

<具体的方策>

地方自治体：

- ・地域の総合計画等への世界遺産の保存・管理の位置付け

国：

- ・世界遺産の持続的な保存・管理を目指す事業とその情報共有への支援

第3章 世界遺産一覧表の充実に向けた取組

これまでの我が国が国際的に果たしてきた貢献に鑑みると、今後も世界遺産一覧表の多様性の増進及び人類社会や環境の持続可能性に貢献できる余地がある。引き続き適切な準備が整った資産については世界遺産一覧表への記載を推薦し、また、そのために暫定一覧表¹⁷を充実することが有効である
5 と考える。

1. 推薦すべき資産

(1) 推薦する資産の条件

これまで記載されてきた文化遺産と同様、今後我が国から推薦すべき資産についても、我が国に固有、又は典型的で顕著な価値を学術的に示し
10 うる、すなわち OUV¹⁸を国内的な視点にとどまらず、国際社会における議論も踏まえ世界的な観点から学術的に十分に説明しうるものが条件となる。同時に、世界遺産一覧表の多様性及び人類社会や環境の持続可能性に貢献できる資産であることが前提となる。これに加え、第2章3.の今後の在り
15 方で示した保存・価値・活用の観点における様々な取組が着実に実施できることが求められる。世界遺産一覧表記載後も地方自治体が取組を継続・発展させることを事前に確認することが必要である。

また、上記の条件を満たす資産であって、関連資産が所在する他の締約
20 国との調整が円滑に進むものがある場合には、国境をまたいだシリアル資産として推薦することも検討できるであろう。

¹⁷ 世界遺産一覧表に記載することが適当な資産の目録。世界遺産一覧表への記載を推薦するためには、推薦書を提出する1年前には、暫定一覧表に当該資産を記載する必要がある。

¹⁸ OUVとして、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を有し、オリジナルの状態を維持していること（真実性）及び価値を表すものの全体が残っていること（完全性）を証明することが必要である。『作業指針』において示されている文化遺産に関する OUV の基準は以下のとおり。

- i) 人類の創造的才能を表す傑作である。
- ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示している。
- iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示している。
- iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に關する優れた見本である。
- v) ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。
- vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

(2) 暫定一覧表に記載する資産の条件

5 暫定一覧表は、将来世界遺産一覧表に推薦する計画のある資産としてユネスコに提出するものであることを踏まえれば、記載される可能性が一定以上あることが必要であり、上記の推薦すべき資産としての要件を満たす、あるいは満たす見込みのある資産を暫定一覧表に追加することが適当である。

10 ユネスコにおける近年の議論の状況や我が国の文化的な背景を考えると、現代という新たな時代も視野に入れつつ、自然との共生や災害に対する対応、無形の文化遺産との結びつきなどの観点から高く評価できる文化遺産なども新たな候補になりうる。

2. 暫定一覧表の改定手続

(1) 世界文化遺産に係る意識調査

15 平成20年(2008年)ごろに暫定一覧表の追加を行った際には、地方自治体から候補を募った上で、文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会における審議を経て結論を得た。しかしながら、暫定一覧表の充実を図るにあたっては、

- 20 ・ 持続可能性の観点から地方自治体の熱意はもちろん重要なが、やはり学術的な検討・審査が大前提であるべきこと
- ・ 近年、地方自治体の境を越えたシリアル資産の推薦及び記載が多く、今後も想定されること

から、今次暫定一覧表の改定は、地方自治体への公募に基づかず手続を進めることが適当である。

25 一方で、地方自治体等から広くアイデアを得、審議の参考とすることは有意義であることから、今後の世界文化遺産の在り方について意識調査を行うことについては検討を行う。検討の結果として意識調査を実施する際には、今回整理した世界文化遺産の意義を問う項目を併せて設けることにより、地方自治体等に広くその周知を図ることが可能と考える。

(2) 検討の手順

30 本審議会においては、まず学術的な研究成果や、国外の文化遺産及びそ

の世界遺産一覧表への記載状況を踏まえ、審査対象となりうる資産を一定数に絞る必要がある。その上で、地方自治体等の関係者に資料の提出を求め、審査を行い、暫定一覧表の改定を行うものとする。その際には、新たに審査の基準を定めることとする。

5 資料のみに基づいて改定を判断することが困難な場合には、本審議会において事前に審査対象の資産を現地調査することや、関係者からのヒアリングを行うことも検討する。

10 審議の結果、暫定一覧表に掲載された資産については、地方自治体においては更なる価値等の調査研究や保存・管理体制等の整備を進め、国も必要な支援を行い、推薦に向けて準備する。

なお、暫定一覧表に加えられなかったものの審査対象として審議した資産については、解決すべき課題ごとに分類し公表することが、審議の透明性を事後的に確保し、関係者の保護に係る取組を促す上で有効である。

15 世界遺産一覧表への推薦も、暫定一覧表の充実も、適切な準備が整った資産がある場合に行うべきものである。そのため、暫定一覧表の改定については、具体的な作業を進める中で更に検討が必要であるが、特に期限及び周期を設けることはせず、必要な条件がそろった際に随時行うことが考えられる。

20 (3) 暫定一覧表記載資産の見直し

25 持続可能な文化遺産であることを確保するためには、地方自治体による積極的な取組が不可欠である。記載や保護への熱意を維持できない、もしくは世界遺産以外の手法で保護の方向性を見出した関係者にとって、暫定一覧表に記載されていることは負担になる場合も考えられる。このことから、一定期間（例えば5年間）推薦に向けた活動を行っていない資産について、関係自治体に対し継続意思を確認した上で、暫定一覧表から削除することも検討すべきである。

30

むすびに

本答申は、2020年（令和2年）11月に文部科学大臣より諮問された事項に対する今年度における検討結果をとりまとめたものである。限られた時間であったとは言え、諮問事項のうち第三までの点、すなわち

- 一、世界遺産一覧表に文化遺産が記載されることの意義について
- 二、登録された世界文化遺産の持続的な保存・活用の在り方について
- 三、世界遺産一覧表における文化遺産の充実に向けた取組について

は、本答申により方向性を得ることができた。

また、諮問事項のうち第四の点、すなわち

- 四、暫定一覧表見直しについて

も、その必要性と要件、手続について示している。

2021年度（令和3年度）は、本答申を踏まえつつ、暫定一覧表の見直しの具体的な手順を定め、議論を進めることとする。その上で、本審議会として最終的な答申を出したい。

本答申では、世界遺産の意義を改めて問い直し、現状及び課題の分析に基づき、今後の在り方を示した。その上で、今後も世界遺産制度への貢献を継続することが必要であるという観点から、暫定一覧表改定の必要性についても言及した。ややもするとこうした議論は、暫定一覧表改定の部分のみが注目されがちであるが、その前に述べている世界遺産の意義及び今後の在り方が前提となつて今後暫定一覧表について検討がなされるものであることについて、十分に理解することが必要である。

世界文化遺産は、国際的かつ学術的にその普遍的価値が証明されたものであるとともに、当該地域に住む、あるいは関わる人々にとって、誇りとなるものである。同時に、世界文化遺産及びその周囲の良好な環境を保全・形成することによって地域の魅力が増し、暮らしやすいまちづくりを実現するきっかけとなるものである。地域コミュニティを構成する人々（地域の住民、所有者、企業、学識経験者、学校、NPO等を含む関係機関・団体等）や地方自治体は、世界文化遺産に積極的意義を見出し、地域の課題を解決する手段として主体的に活かして欲しい。中でも、地方自治体におかれては、本答申に基づき、体制の構築、必要なマニュアルの作成・見直し、分かりやすいインタープリテーション素材の作成、遺産の整備など、進められるところから速やかに取り組まれない。